平成18年7月20日

各　位

会 社 名　三益半導体工業株式会社
代表者名　取締役社長　中 澤 正 幸
（コード番号　８１５５　東証第一部）
問合せ先　取締役 管理本部長　八 髙 達 郎
（ＴＥＬ．０２７－３７２－２０１１）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年7月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年8月30日開催予定の第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

(1) 本店所在地である群馬郡群馬町が平成18年1月23日付で高崎市と合併し、高崎市に名称変更したことに伴い、所要の変更を行うものであります。

(2) インターネットのホームページ上に公告を掲載する電子公告を実施するため、現行定款第４条（公告の方法）に所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができないときの措置を定めるものであります。

(3) 当社は、平成17年9月22日付で自己株式3,019,833株を消却いたしました。これに伴い、当社の「発行する株式の総数」は同数減少して43,980,167株となっております。会社法の施行により新たに定義された「発行可能株式総数」を定める第6条において、この数を、自己株式の消却による減少前の47,000,000株に変更するものであります。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（平成18年法務省令第13号）（以下、「会社法等」という。）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 会社法第326条第２項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第４条（機関）を新設するものであります。

② 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。

③ 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を明確にするため、第 10 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

④ 株主総会の開催地を明確にするため、第 14 条（株主総会の開催場所）を新設するものであります。

⑤ 会社法施行規則第 94 条第 1 項等の規定に従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、第 19 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

⑥ 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 26 条（取締役会の決議方法）に第 2 項を新設するものであります。

⑦ 旧商法上の用語を会社法上の用語に変更するなど、会社法等の施行に合わせた所要の変更を行うものであります。

(5) 当社第 4 回無担保転換社債が平成 18 年 5 月 31 日に満期償還を迎えたことに伴い、現行定款第 35 条（転換社債の転換の時期）を削除するものであります。

(6) その他全般にわたり、字句の修正、条数の変更および構成の整理等を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 8 月 30 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 8 月 30 日

以　上

【別紙】変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第３条（本店所在地） 当会社は、本店を群馬県群馬郡群馬町に置く。	第３条（本店の所在地） 当会社は、本店を群馬県高崎市に置く。
（新　　設）	第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1．取締役会 2．監査役 3．監査役会 4．会計監査人
第４条（公告の方法） 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	第５条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第５条（発行する株式の総数） 当会社の発行する株式の総数は、4,398万167株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、4,700万株とする。
（新　　設）	第７条（株券の発行） 当会社は、株式に係る株券を発行する。
第６条（自己株式の取得） 当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第８条（自己の株式の取得） 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第７条（１単元の株式数および単元未満株券の不発行） 当会社の１単元の株式の数は、100株とする。 (2) 当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。	第９条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当会社の単元株式数は、100株とする。 (2) 当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
（新　　設）	第10条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条（株券の種類） 当会社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。 （第10条から移動）	（削　　除）
	第11条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (3) 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
第９条（株式取扱規則） 当会社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券不所持の申出、株券の再発行、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取、届出の受理その他株式に関する手続および手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。	第12条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第10条（名義書換代理人） 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 (2) 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 (3) 当会社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券不所持の申出、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取、届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（第11条へ移動）
第11条（基準日） 当会社は、決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 (2) 本定款に定めるもののほか、権利を行使する者を定める必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。	（削　　除）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条（株主総会の招集） 定時株主総会は、毎決算期の翌日から３カ月以内、臨時株主総会は、必要ある場合、これを招集する。	第13条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（新　　設）	第14条（株主総会の開催場所） 当会社の株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地で開催する。
（新　　設）	第15条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第13条（招集権者および議長） 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 （第15条から移動）	第16条（招集権者および議長） 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第17条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
第14条（議決権の代理行使） 株主は、議決権ある他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 (2) 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。	第18条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (2) 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 （第17条へ移動）
第15条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもっておこなう。 (2) 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上でおこなう。	
第16条（議事録） 株主総会の議事については、議事録に議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席取締役が記名捺印して、これを10年間本店に、その謄本を５年間支店に備え置く。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第17条（定員） 当会社の取締役は、12名以内とする。	第20条（員数） （現行どおり）
第18条（選任） 取締役は、株主総会において選任する。	第21条（選任方法） （現行どおり）
(2) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。	(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(3) 取締役の選任決議については、累積投票によらない。	(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
第19条（任期） 取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条（任期） 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(2) 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
（第21条から移動）	第23条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第20条（招集） 取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。	第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
	第25条（取締役会の招集通知）
(2) 前項の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。	取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第21条（代表取締役および役付取締役）	（第23条へ移動）
代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。	
(2) 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。	
第22条（決議の方法）	第26条（取締役会の決議方法）
取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもっておこなう。	取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
（新　　設）	(2) 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
（新　　設）	第27条（取締役会規則）
	取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
第23条（報酬および退職慰労金）	第28条（報酬等）
取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。	取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第24条（定員）	第29条（員数）
当会社の監査役は、４名以内とする。	（現行どおり）
第25条（選任）	第30条（選任方法）
監査役は、株主総会において選任する。	（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(2) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。	(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第26条（任期） 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 (2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	第31条（任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（第28条から移動）	第32条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
第27条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。	第33条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
第28条（常勤の監査役および常任監査役） 監査役は、互選により常勤の監査役を定め、必要により常任監査役を定めることができる。	（第32条へ移動）
第29条（決議の方法） 監査役会の決議は、監査役の過半数をもっておこなう。	第34条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（新　　設）	第35条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
第30条（報酬および退職慰労金） 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。	第36条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第６章　計　　算	第６章　計　　算
第31条（決算期） 当会社の営業年度は、毎年６月１日から翌年５月31日までとし、その末日をもって決算期とする。	第37条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月31日までの１年とする。
第32条（利益配当金） 利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。	第38条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。
第33条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第293条ノ５の規定による金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。	第39条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。
第34条（除斥期間） 利益配当金および中間配当金がその支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、支払の義務を免れる。 (2) 受領遅滞の利益配当金および中間配当金に対しては、利息をつけない。	第40条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 (2) 前項の金銭には、利息をつけない。
第35条（転換社債の転換の時期） 転換社債の転換により発行された株式の最初の利益配当金および中間配当金については、転換の請求が６月１日から11月30日までになされたときは６月１日に、12月１日から翌年５月31日までになされたときは12月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。	（削　　除）

以　上